



平成 30 年 5 月 18 日

各 位

会社名 株式会社 ヨ シ ッ ク ス
代表者名 代表取締役社長 吉岡昌成
(コード番号：3221 東証第一部・名証第一部)
問合せ先 取締役 管理本部本部長 大崎篤彦
兼 経営企画室室長
(TEL. 052-932-8431)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 18 日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 33 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

株主総会および取締役会における招集手続き、議長選任について柔軟な対応を可能とするため、現行定款第13条（招集権者および議長）および第22条（取締役会の招集権者および議長）について所要の変更をお願いするものであります。

変更内容は次のとおりであります。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役社長</u>が招集する。<u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、<u>代表取締役社長</u>が議長となる。<u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役</u>が招集する。<u>代表取締役が複数の場合または代表取締役に</u>事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、<u>代表取締役</u>が議長となる。<u>代表取締役が複数の場合または代表取締役に</u>事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役が複数の場合または代表取締役に</u>事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 30 年 6 月 26 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 30 年 6 月 26 日 (予定)

以 上